

## 吉川市市道の認定の基準に関する規則

平成18年8月3日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条及び吉川市まちづくり整備基準条例(平成18年吉川市条例第24号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、道路の認定の基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 道路の認定の基準は、次の各号に掲げる要件に該当することとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 道路の工事が完了し、市に道路の所有権が移転し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと。

(2) 次の区分に応じそれぞれに定める要件に該当すること。

ア 宅地開発により新設された道路のうち、専ら生活の用に供する道路 一方を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路(以下「既設道路」という。)、他方を既設道路又は河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川若しくは都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園に接続すること。

イ アに掲げる以外の道路 両端を既設道路に接続し、地域の利便性に資すると市長が認めること。

(3) 法第29条、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び条例第14条第1項の規定により定められた基準を満たすこと。

2 前項の要件に該当する道路及び市長が必要と認めた道路は、市道として認定するものとする。

3 市長は、土地区画整理事業等により当該事業が完了するまで法令により所有権移転ができない場合は、事業者と協議して認定時期を定めることができる。

(引継ぎ)

第3条 事業者は、道路の工事が完了したときは、法第28条に定める道路台帳及び法第32条に定める占用物件に関する図書を作成し、市長に引き継ぐものとする。ただし、0.3ヘクタール未満の開発により新設された道路については、市長が別に定める事項を書面により報告し、市長に引き継ぐものとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

## 吉川市開発区域内道路構造基準

平成18年8月3日

告示第141号

### 1 趣旨

この基準は、吉川市まちづくり整備基準条例(平成18年吉川市条例第24号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、開発区域内の道路の構造の基準を定めるものとする。

### 2 道路線形

見通しの良い安全な線形とすること。なお、直線以外の線形については、道路管理者と事前に協議すること。

### 3 道路幅員

吉川市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成16年吉川市条例第8号)第2条に規定する道路幅員を満たすものとし、公図及び地積測量図と現況が整合していること。

### 4 道路延長

吉川市市道の認定の基準に関する規則(平成18年吉川市規則第44号)第2条第1項第2号アに規定する道路の延長は、おおむね50メートル以下とする。

### 5 隅切り

- (1) 条例第8条第1項第4号に規定する部分に隅切りを設けるものとする。
- (2) 隅切部の現場打ち鉄筋コンクリートふたについては、別図第1又は別図第2を参照するものとする。
- (3) 歩道巻き込み部については、別図第3を参照するものとする。

### 6 計画高さ

道路の計画高さは、接続先道路の高さと整合するとともに、隣接宅地の高さとの均衡を失わないこと。なお交差点付近の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。

### 7 断面構成

断面構成は、道路設計基準(埼玉県発行)により決定するものとする。ただし、小規模の生活道路にあつては、簡易舗装要綱(社団法人日本道路協会)又は別図第4を参照するものとする。

### 8 道路構造物

土木構造物標準設計国土交通省制定による。

### 9 排水

道路には2.0パーセントを標準とした適切な横断勾配を付すこととし、道路の両側の路肩には排水施設を設けるものとする。断面構造の決定は、流量計算によることを原則とするが、小規模の生活道路にあつては、次によることができる。

- (1) 排水施設は、別図第5の車道用長尺U型側溝300用を標準とし、既設排水施設に接続させること。ただし、維持管理上支障をきたさない場合は、

道路管理者と協議をした後に車道用長尺U型側溝240用を使用することができる。なお、縦断勾配は、0.1パーセントを標準とし、ふたは、厚さ10センチメートルのコンクリート製で、配列は、別図第6を参照するものとする。

(2) 既設排水施設との接続箇所、側溝の隅切部及び道路横断暗渠の前後には集水ますを設置し、別図第7を参照するものとする。

(3) 道路横断は、別図第8の内空30センチメートル×30センチメートル以上のボックスカルバートを標準とする。

#### 10 安全施設

道路の安全な交通を確保するための施設を必要に応じ設けるものとする。

#### 11 適用の除外

1から9までの規定にかかわらず、構造計算、実験等により安全性が確認されていると市長が認める場合は、その工法、製品等を用いることができる。

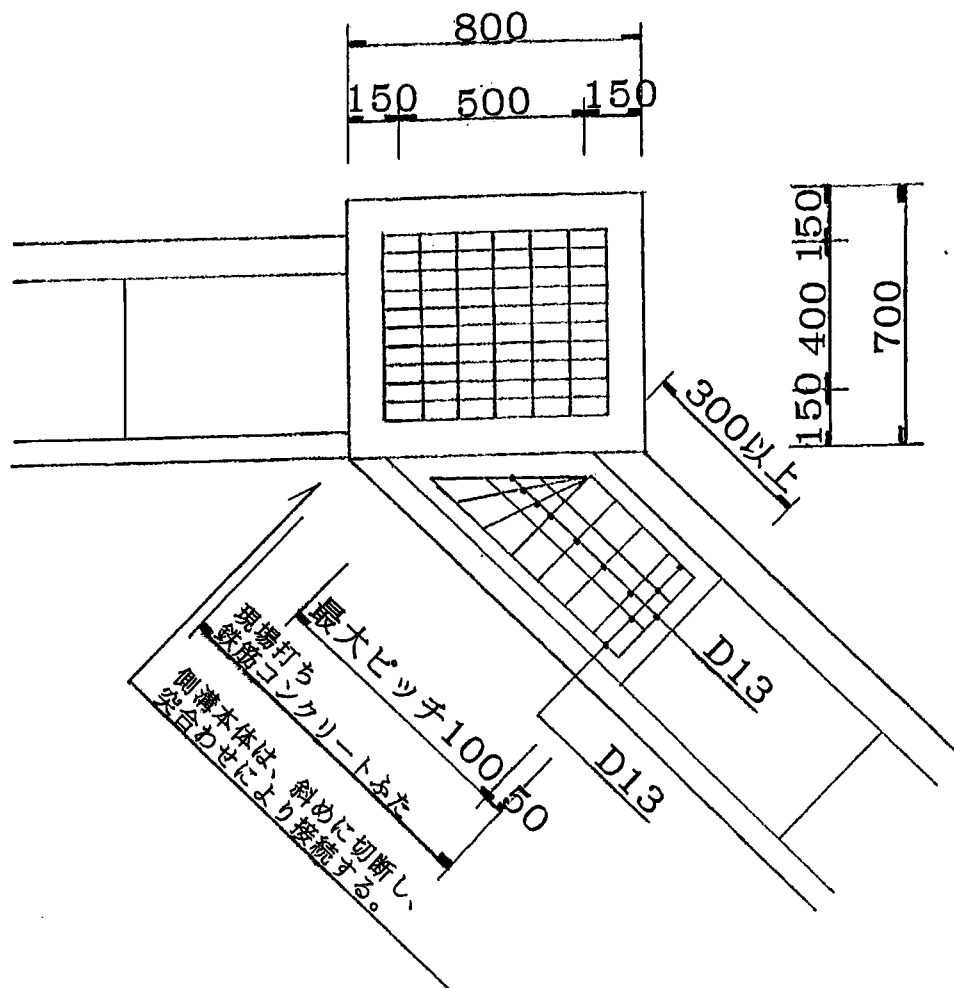
#### 12 占用物件

市道に認定した場合は、下水、水道、ガス、電気、電話等の施設は道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項に規定する占用物件として道路管理者の許可が必要となるため、あらかじめ協議すること。なお、縦断占用は、公共公益的施設以外は、原則として臨時的なものを除き、許可されないため注意を要する。

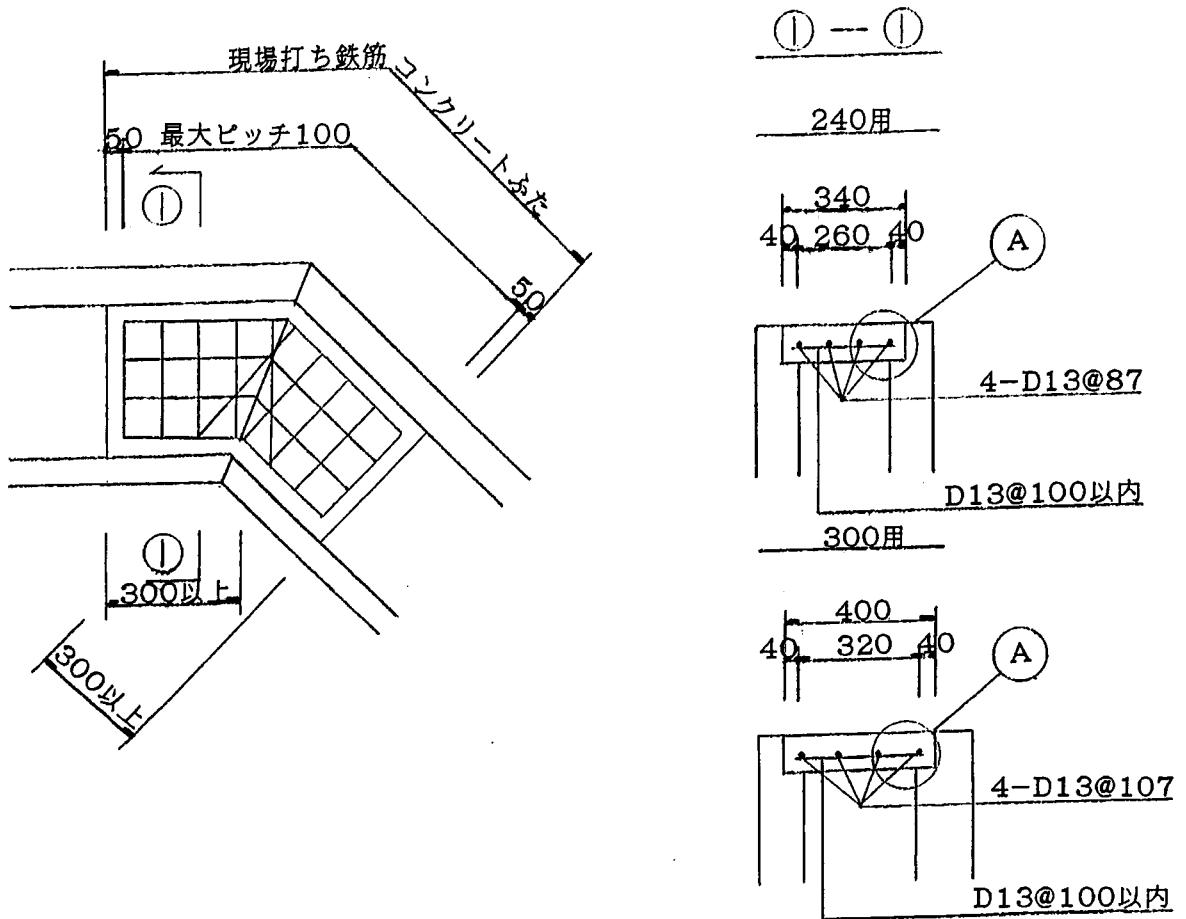
#### 13 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

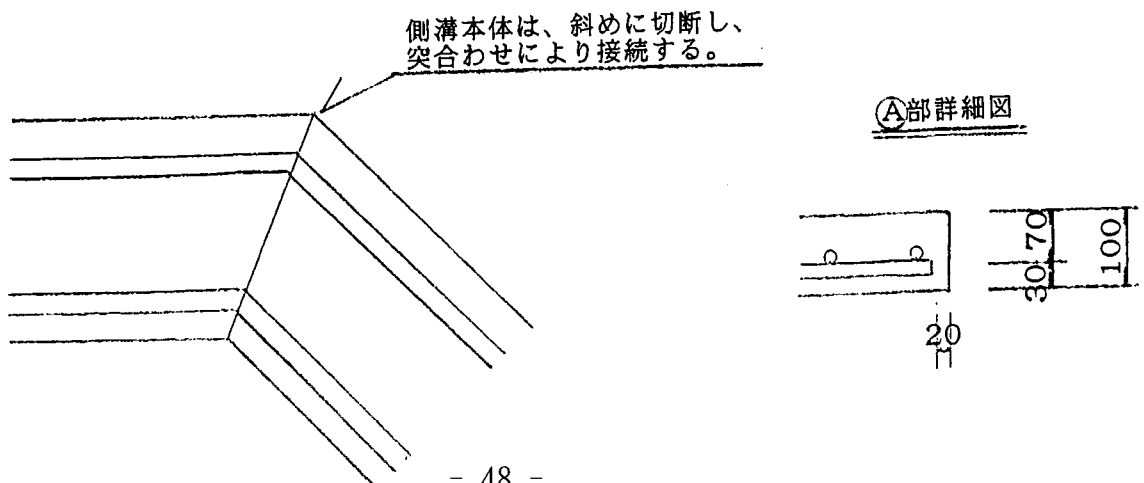
別図第1 隅切部の現場打ち鉄筋コンクリートふた(1)



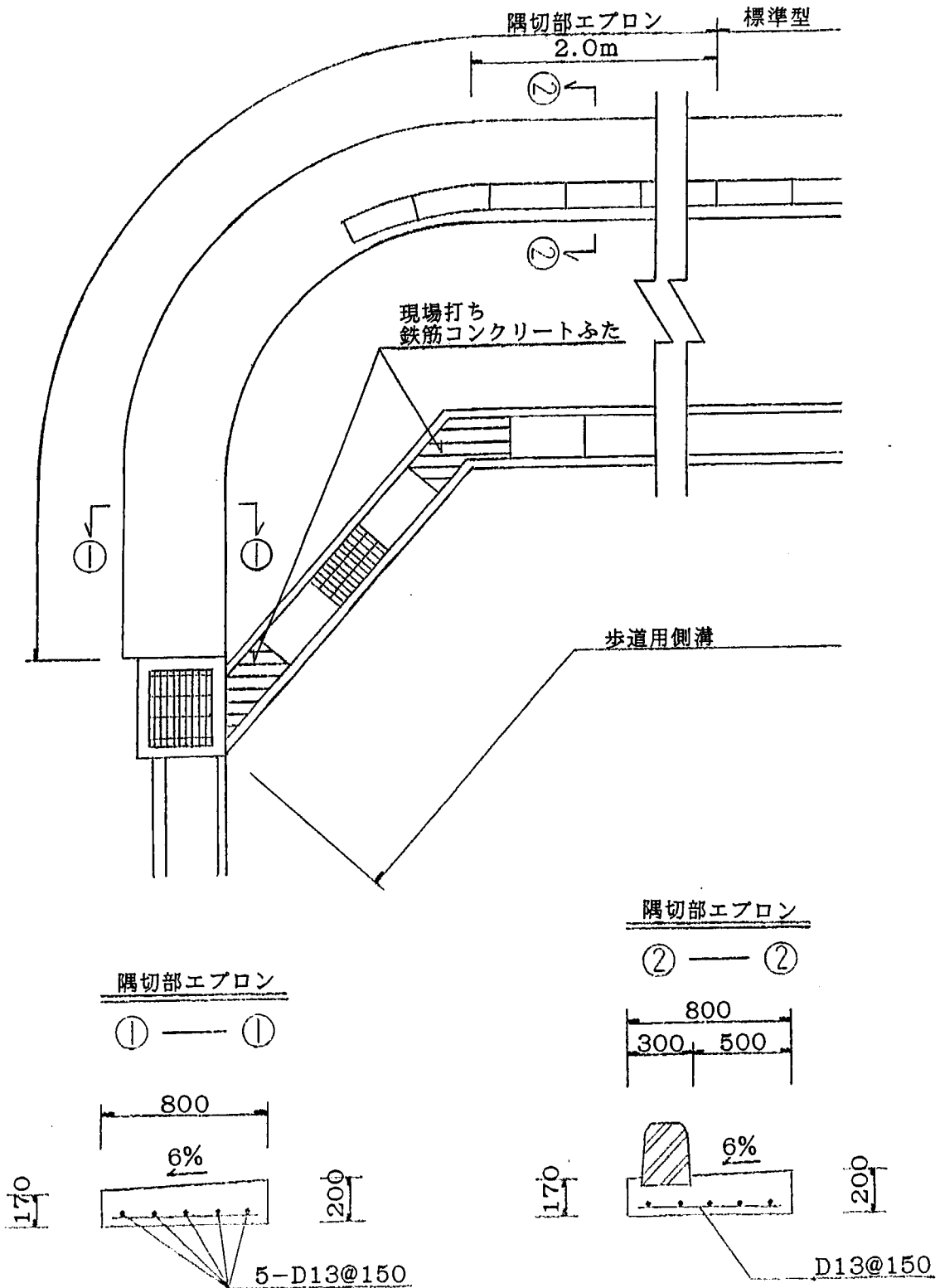
## 別図第2 隅切部の現場打ち鉄筋コンクリートふた(2)



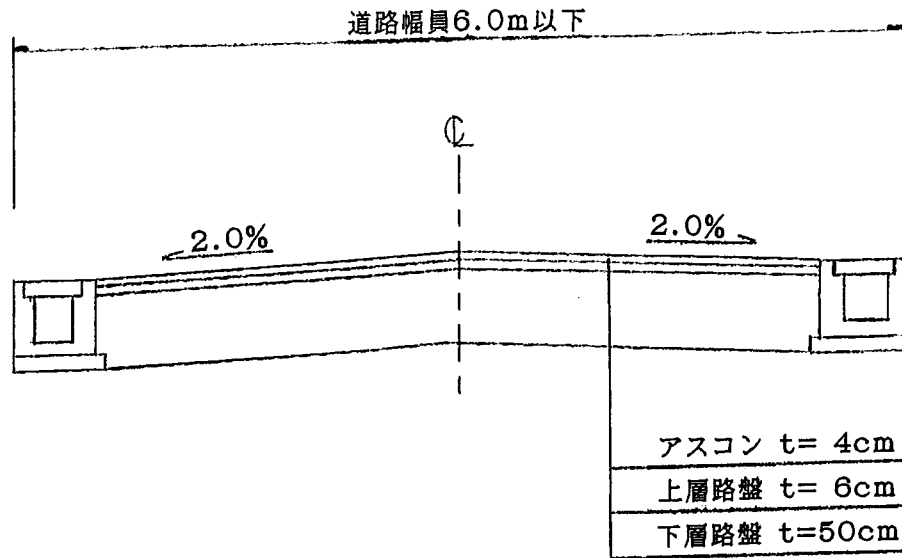
1. コンクリートは、生コンクリートとし、 $\sigma_{ck}=21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
2. 鉄筋は、異形棒鋼とし、規格SD295Aとする。
3. 十分な養生期間をとり、開放すること。
4. 長尺U形側溝の端部処理は、下図に示すとおりとする。



別図第3 歩道巻き込み部

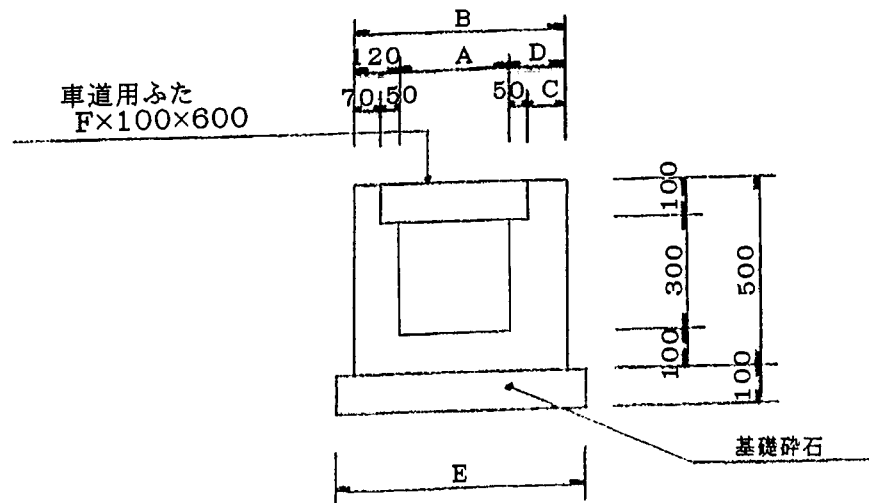


### 別図第4 道路標準断面図



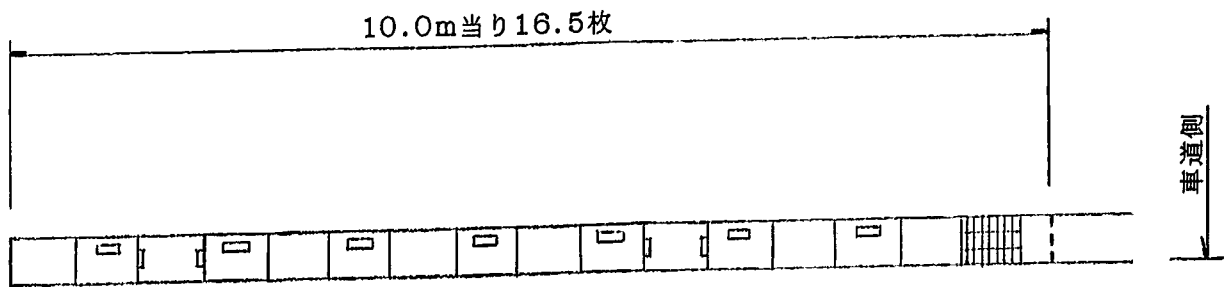
※道路幅員6.0m以下を対象とし、6.0mを超える場合は別途協議が必要です。

### 別図第5 長尺U形側溝



	A	B	C	D	E	F
300用	300	570	100	150	670	390
240用	240	480	70	120	580	330

## 別図第6 側溝ふたの配列



- ・普通型と網付型を1枚おきに使用する。
- ・内清掃用に普通型で手掛けのあるものを2枚使用する。
- ・10m毎にグレーチングふた(t-20)を1枚使用する。
- ・ふたの空きは、5mmを標準とする。

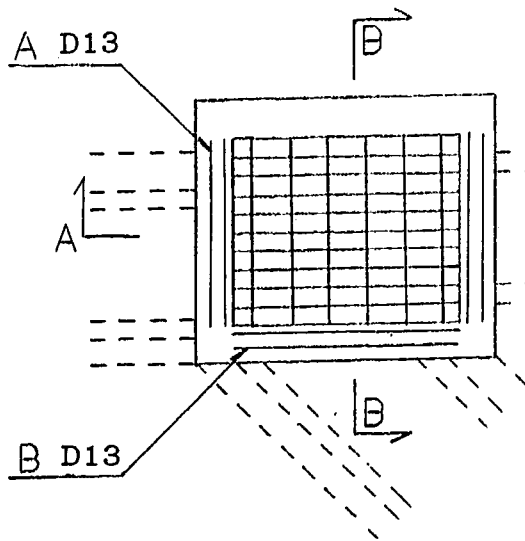
### ふたの送りで端数を生じた場合の処理方法について

ふたを切断して端数を調整する場合は、ふたの強度上最小長を40cmとする。  
調整方法を下記に示す。

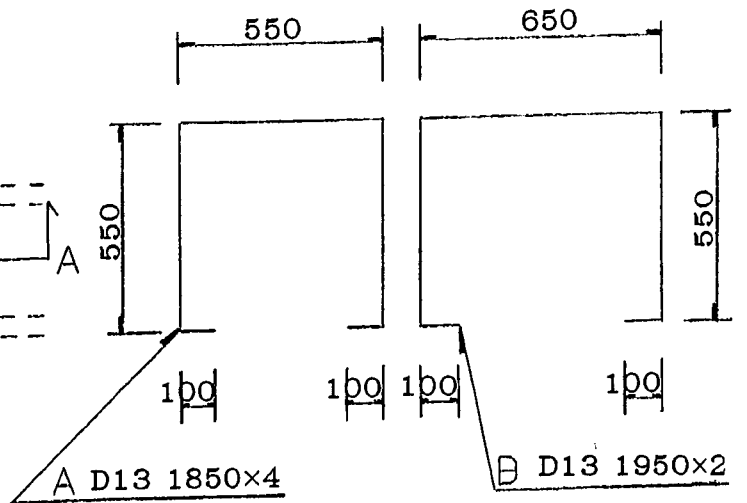
端数長	調整方法	
5cm	450+400+400	3枚で調整
10cm	450+450+400	3枚で調整
20cm	400+400	2枚で調整
30cm	450+450	2枚で調整
40cm	400	1枚で調整
50cm	500	1枚で調整

別図第7 集水ます

平面図

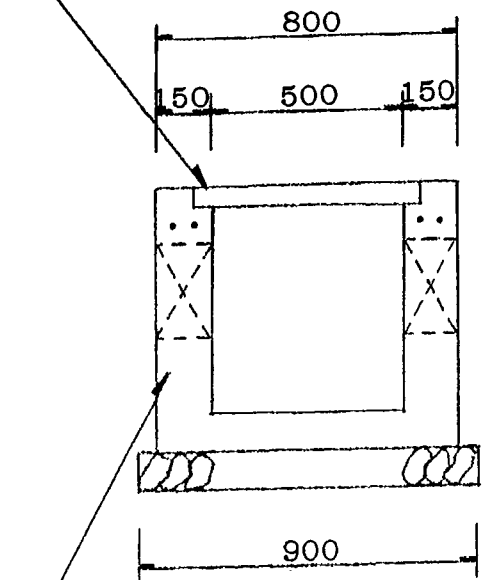


鉄筋加工図



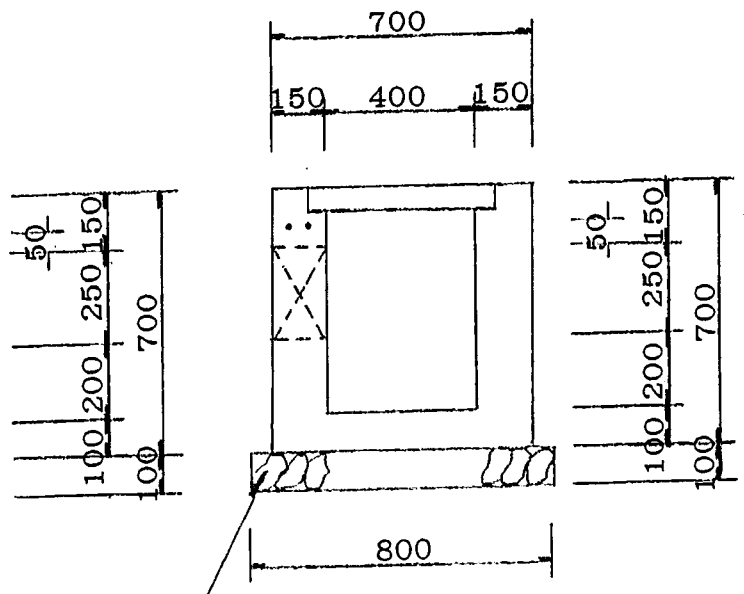
A-A 断面図

グレーチング T-20(ピンヒンジ型)



コンクリート

B-B 断面図



基礎碎石

別図第8 横断暗渠

